2. 試験及び受験講習・登録申請

試験及び受験講習

令和6年度下水道排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験を実施します。(年1回)

試験は日本下水道協会により提供される共通試験問題を採用し実施します。 受験申込み等の申請書類は、市町村下水道排水設備担当窓口又は、都市技術センターで配布 しています。

| | 受験講習 (希望者のみ) | 試験 |
|----------|-----------------------------------|--------------------------|
| 受験案内 配布等 | 令和6年4月 8日(月) | ~ 5月31日(金) |
| 受付期間 | 令和6年4月15日(月) | ~ 5月31日(金) |
| 申込先 | (一般財団法人)都市技術センター | 非水設備担当窓口 |
| 日時 | 令和6年7月20日(土) | 令和6年8月27日(火) |
| | 午後1時30分~午後4時00分 | 午前 9 時 30 分~午前 11 時 30 分 |
| | ※講習日時は、申請者数によって変更す | |
| | る場合があります。 | |
| 会場 | エル・おおさか | エル・おおさか |
| | (エル・シアターホール) | (本館5階視聴覚室、研修室2、6階 |
| | | 606号室、7階701号室、南館5 |
| | | 階南ホール、7階南734号室、10 |
| | | 階南1023号室) |
| | | ※試験会場は、申請者数によって変更する |
| | | 場合があります。 |
| 受験料 | 13,610円(テキスト、例題集及び受験講習費を含む) | |
| | *申請書の受付後は、理由の如何を問わず、受験料の返還はできません。 | |

受験資格

試験を受けることのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校又は旧中学校令(昭和 18 年勅令 第 36 号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科、土木科、農業土木科、農業工学科、建築科、建築工学科、設備工学科、若しくは衛生工学科又はこれに相当すると大阪府下水道協会が認めた課程を修了して卒業した者

- (2) 高等学校を卒業した者で、下水道排水設備工事(以下「排水設備工事」という。)又は 排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の 設計又は施工に関し、次条に規定する試験の受験申込みを行った日(以下「受験申込日」 という。)において1年以上の実務経験を有する者
- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務経験を有する者
- (4) 前各号に掲げるもの以外で、次に掲げるもののいずれかに該当する者
 - ア 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による専修学校若しくは各種学校において、 土木工学科若しくはこれに相当する課程を修了した者又は職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による職業訓練校において排水設備若しくはこれに相当する課程 の履修者
 - イ 高等学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント若しく は合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に 関し、受験申込日において1年以上の実務経験を有する者
 - ウ 農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント若しくは合併処理浄化槽等の工事の 設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務経験を有する者
 - エ その他アからウまでに準ずるものとして大阪府下水道協会が認める者

ただし、次のいずれかに該当する方は、試験を受けることができない。

- (1) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格を取り消され、試験の実施日において、その取り消しの日から2年を経過していない方
- (2) 破産者で復権を得ない方
- (3) 精神の機能の障害により、責任技術者の職務を適正に営むにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない方
- (4) 上記に掲げる者のほか、大阪府下水道協会が受験を不適当と認める方

登録

試験合格者は、合格通知書の案内に従い登録手数料払込み等の手続きを行うことにより、責任技術者として新規登録を受けることができます。